

東京工業高等専門学校受託研究取扱規則

東京工業高等専門学校受託研究取扱規則（平成5年12月27日施行）の全部を改正する。

制 定 平成5年12月27日
最終改正 平成18年3月2日

（趣旨）

第1条 東京工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則で、受託研究とは、外部からの委託を受けて公務として行う研究、試験、試作及び調査等（以下「研究」という。）で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

（受託研究の申込み）

第3条 研究を委託しようとする者は、受託研究申込書（別紙第1号様式）を校長に提出するものとする。

（経費）

第4条 第2条に定める経費の額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。なお、当該間接経費は、競争的資金による研究費においては直接経費の30%に相当する額とするが、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額となる場合には、委託者と校長が合意した額とする。また、競争的資金以外の研究費について委託者の負担する額を算定する場合は、間接経費は直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、次に該当する場合は直接経費とする。

- (1) 委託者が国（国以外の団体等で国から補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合
- (2) 委託者が次の各号いずれかに該当する場合で、校長が真にやむを得ないと認めた場合
 - イ 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政事情で間接経費がない場合
 - ロ 委託者が国以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合
- (3) 競争的資金による研究費のうち、当該研究にかかる間接経費が措置されていない場合

（受託の決定）

第5条 校長は、第3条により申込みがあったときは、当該研究が教育上有意義なもので、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがない場合に限り運営会議に諮り、次条に規定する条件を付して受託を決定する。

2 校長は、受託の決定に際しては、研究を担当する職員（以下「研究担当」という。）研究担当者の所属する学科長及び契約担当役の意見を聴するものとする。

3 校長は、委託を決定したときは、受託研究承諾書（別紙第2号様式）を委託者に交付するとともに、受託研究受入決定通知書（別紙第2号の2様式）により契約担当役に通知するものとする。

（受け入れの条件）

第6条 研究の受け入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、校長は、委託者と協議のうえ、決定する。
- (2) 研究の結果、知的財産権（イ．特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、

意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利 口．特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利 八．著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利 二．秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と協議の上、特に指定するもの（ノウハウ）をいう。）の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。ただし、外部の者から委託を受けて行った研究については、研究交流促進法（昭和61年法律第57号）第7条に基づき、その研究成果に係る国有の特許権又は実用新案権の一部を、当該国以外の者に譲与することができるものとする。

- (3) 研究に要する経費により取得した設備等は返還しない。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により研究を中止し、又はその期間を延長する場合には、その責を負わない。
- (5) 研究を完了し、又は研究を中止し、若しくはその期間を変更した場合において、研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用になった額について返還の請求があった場合には、不用となった経費の額の範囲内で、その全部又は一部を返還するものとする。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として研究に要する経費は返還しない。なお、中止の理由が本校が研究契約を履行できないことによる場合はこの限りでない。
- (6) 研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付しなければならない。
- (7) 研究の実施中に、当該研究費に不足が生じると認めるときは、委託者と協議し、その不足額を委託者に負担されることが出来るものとする。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、校長が特に必要と認める事項

2 校長は、前項第3号及び第6号の条件については、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体又は独立行政人の場合には、契約担当役と協議の上、これを付さないことができる。

（契約の締結）

第7条 契約担当役は、第5条第3項により通知があったときは、委託者と契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、契約を締結したときは、校長にその旨を通知しなければならない。

（研究の中止又は研究期間の延長）

第8条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、受託研究の中止・延長届（別紙第3号様式）により校長に届出なければならない。

2 校長は、前項の報告により研究の遂行上やむを得ないと認めたときは、受託研究の中止・延長決定通知書（別紙第4号様式）により契約担当役に通知しなければならない。

3 契約担当役は、第2項の通知を受けたときは、契約を解除し、又は変更するものとする。

（研究の進行状況の報告）

第9条 研究担当者は、研究期間中、必要に応じて報告会を開催するなど、研究の進行状況の報告に努めるものとする。なお、報告内容等その他については委託者と協議して行うものとする。

（研究の完了・成果）

第10条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書（別紙第5号様式）により校長に報告するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、契約担当役に受託研究完了通知書（別紙第6号様式）により通知するものとする。

3 委託者への報告は、研究担当者が行うものとする。

4 研究の成果は、原則として公表するものとする。ただし、その場合は、校長の承認得て研究担当者が行うものとする。

(特許権等の実施)

第11条 校長は、研究の結果生じた発明につき、機構が継承した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は、3年間を限度として更新することができるものとする。

2 前項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が当該特許権等を優先的実施の期間中その2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を損うと認められるときは、校長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

3 校長は、前2項の規定により当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の実施)

第12条 研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前条の規定を準用する。

(特許権又は実用新案権の譲与)

第12条の2 校長は、第6条第1項第2号ただし書きの規定により、本校に属する特許権又は実用新案権の一部を譲与することを決定したときは、別に定める譲与契約書により、これを行うものとする。

2 前項の譲与契約書を締結するに当たっては、合意予定の持分案について、本校知的財産委員会に諮るものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、受託研究取扱いに関し必要な事項は校長が別に定める。

附則

この規則は、平成5年12月27日から施行する。

附則

この規則は、平成10年3月12日から施行する。

附則

この規則は、平成11年9月9日から施行する。

附則

この規則は、平成13年1月25日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成14年3月7日から施行する。

附則

この規則は、平成14年6月6日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別紙第1号様式(第3条)

受 託 研 究 申 込 書
平成 年 月 日

東京工業高等専門学校長 殿

委託者
住 所 _____
名 称 _____
氏 名 _____ 印

東京工業高等専門学校受託研究取扱規則を遵守の上、下記の通り受託研究を申し込みます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究経費 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 4 希望する研究完了期限 平成 年 月 日
- 5 希望する研究担当者
- 6 研究用資材、器具等の提供
- 7 その他

受託研究承諾書

東高専庶第 号
平成 年 月 日

殿

東京工業高等専門学校長

平成 年 月 日付けで申し込みのあった受託研究については、下記のとおり受託を承諾します。
については、本校の契約担当役と契約の締結を行うこととなりますので申し添えます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者氏名
- 3 完了予定時期
- 4 受託の条件
- 5 所要経費及び納付期限

直 接 経 費	間 接 経 費
	円
納付期限	平成 年 月 日

- 6 提供を受ける研究用資材、器具等の名称 なし
- 7 その他必要事項 なし

別紙第2号の2様式(第5条)

平成 年 月 日

契約担当役
東京工業高等専門学校事務部長 殿

東京工業高等専門学校長

受 託 研 究 受 入 決 定 通 知 書

下記の受託研究について、受け入れを決定したので受託研究承諾書(写)を添えて通知します。

記

- 1 委託者名
- 2 研究題目

平成 年 月 日

東京工業高等専門学校長 殿

研究担当者
所属・職
氏 名

印

受託研究の中止・延長届

平成 年 月 日付け東高専庶第 号で受入れ決定の受託研究については、下記の理由により中止・延長しますのでお届けします。

記

- 1 中止・延長する理由
- 2 延長の場合の延長期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 その他

中止又は延長のいずれかに 印を付すこと。

平成 年 月 日

契約担当役

東京工業高等専門学校事務部長 殿

東京工業高等専門学校長 印

受託研究の中止・延長決定通知書

平成 年 月 日付け東高専庶第 号で受入れ決定の受託研究については、下記の理由により中止・延長を決定しましたので通知します。

記

- 1 中止・延長する理由
- 2 延長の場合の延長期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 その他

中止又は延長のいずれかに 印を付すこと。

別紙第5号様式(第10条)

平成 年 月 日

東京工業高等専門学校長 殿

研究担当者
所属・職
氏 名

印

受 託 研 究 完 了 報 告 書

下記の受託研究を完了したので報告します。

記

- 1 委託者名
- 2 研究題目
- 3 研究成果の概要 別紙のとおり
- 4 知的財産権出願の有無
- 5 研究完了年月日 平成 年 月 日
- 6 所要経費 円(消費税及び地方消費税額を含む。)
- 7 その他の必要事項

別紙第5号様式(第10条)

平成 年 月 日

契約担当役
東京工業高等専門学校事務部長 殿

東京工業高等専門学校長

受託研究完了通知書

平成 年 月 日付け東高専庶第 号で受け入れた受託研究が下記のとおり完了したので通知
します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究完了年月日